資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

株式会社エフォート(神奈川県横浜市磯子区杉田5-29-7)[1000025833]

2. 資格登録停止措置の期間

令和6年10月21日 ~ 令和6年11月3日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者は「中央自動車道 府中高架橋西耐震補強工事(2020年度)」(八王子支社発注) において、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

〈資格登録要領別表11〉

< 具恰宜郵安禎別衣 □ /	
措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・ 調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の 請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)